

お知らせ

この工事は、「公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」の対象になりますので、請負代金額の変更協議を行う場合は、発注課まで変更協議書を提出してください。

1. 措置の概要

記2に該当する工事の受注者は、「米沢市建設工事請負契約約款」第66条の規定に基づき請負代金額の変更協議を請求できる。

2. 具体的な取扱い

- (1) 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に変更を行う。

※変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、令和8年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、米沢市建設工事請負契約約款第27条第6項の規定を準用した変更を行う。

※掲載ホームページ

市公式トップページ>組織から探す>総務部>契約検査課>建設工事及び測量コンサルタント(検査担当)>建設工事及び測量・建設コンサル(お知らせ)

担当：契約検査課検査担当

電話：0238-22-5111（内 2501・2502）